

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 地方公共団体 －

平成 13 年 12 月 11 日

総 務 省

第 1 調査の目的、調査対象機関等

調査の目的：国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資する。

調査時点：①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況－平成 12 年 3 月 31 日現在

②聴聞・弁明手続の実施状況－平成 11 年度

調査対象機関：①全都道府県（47 団体）

②各都道府県の政令指定都市及び県庁所在市以外の市で人口の最も多い市並びにそれ以外の中核市（49 団体）

（注） 国の行政機関についての調査結果は、本年 4 月に公表済み。

第 2 調査結果

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとされている（法第 5 条）。

審査基準の設定状況（1 団体当たりの平均値）を調査した結果は、次のとおりである。

区 分	都道府県		調査対象市		（参考）国の行政機関	
	該当処分 種類数	審査基準 設定済み （%）	該当処分 種類数	審査基準 設定済み （%）	該当処分 種類数	審査基準 設定済み （%）
平成 13 年 3 月 31 日現在	1,453	1,185 (81.6%)	251	175 (69.8%)	6,277	5,498 (87.6%)

未設定の理由の主なもの⇒①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」、②「事案ごとの裁量が大きく、設定することが困難」。

前回調査時（平成 9 年 3 月 31 日）において審査基準が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに審査基準を設定していた処分⇒18 種類（1 都道府県当たりの平均値）。

(2) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるように努めることとされている（法第 6 条）。

標準処理期間の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、次のとおりである。

区 分	都道府県		調査対象市		（参考）国の行政機関	
	該当処分 種類数	審査基準 設定済み	該当処分 種類数	審査基準 設定済み	該当処分 種類数	審査基準 設定済み
平成13年3 月31日現在	1,453	985 (67.8%)	251	114 (45.4%)	6,277	4,964 (79.1%)

未設定の理由の主なもの⇒①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」、②「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」。

今回標準処理期間を設定していない処分について、その申請案件の処分実績（平成11年度）の内訳⇒処分実績のないものが約9割。

前回調査時において標準処理期間が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに設定していた処分⇒31種類（1都道府県当たりの平均値）。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めるように努めることとされている（法第12条）。

処分基準の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果、次のとおりである。

区 分	都道府県		調査対象市		（参考）国の行政機関	
	該当処分 種類数	審査基準 設定済み	該当処分 種類数	審査基準 設定済み	該当処分 種類数	審査基準 設定済み
平成13年3 月31日現在	1,237	911 (73.6%)	297	173 (58.4%)	4,659	3,411 (73.2%)

未設定の理由の主なもの⇒①「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」、②「事案ごとの裁量部分が大きく、設定することが困難」。

前回調査時（平成9年3月31日）において処分基準が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに処分基準を設定していた処分⇒23種類（1都道府県当たりの平均値）。

(2) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合、当事者の権利保護を図る観点から、行政手続法においては、処分の内容の特殊性から聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないとされるケースを除き、聴聞又は弁明の手続を執ることとされている（法第13条）。

平成 11 年度における聴聞又は弁明の実施状況をみると、行政手続法の規定に則り、次のとおり実施されていた。

区 分		不利益処分の名あて人に対する手続の実施通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終結の割合 (%) (b/a)
聴聞 相当 処分	都道府県	24,477	6,293	25.7
	調査対象市	1,412	12	0.8
	(参考)国の行政機関	291	132	45.4
弁明 相当 処分	都道府県	111,395	72,857	65.4
	調査対象市	8,659	6,443	74.4
	(参考)国の行政機関	10,550	10,143	96.1